

町営住宅の入居資格を確認します

あてはまる□に☑をつけてください。

1	a ☐武豊町に住んでいる
	b ☐武豊町に住んでいないが、勤め先が武豊町である
2	a ☐現に同居している親族（内縁者、同居予定の婚約者を含む）がいる （婚約者の場合はR9年3月31日までに婚姻予定であること）
	b 次にあてはまる <u>単身者</u> である [ただし、身体・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、居宅に おいて介護を受けることが困難な場合は申込みができません] ☐申込み最終日時点で60歳以上 ☐障がい者（身体1～4級・療育A～B・精神1～3級） ☐戦傷病者（特別項症～第六項症・第一款症） ☐原子爆弾被爆者 ☐生活保護受給者 ☐引揚者（海外から引揚げて5年以内） ☐ハンセン病療養所入所者等 ☐DV被害者（保護から5年以内）
3	☐現に住宅に困窮している
4	☐町税等を滞納していない
5	☐申込者（同居者、同居予定者も含む）が暴力団員でない
6 ※	a ☐条例に定める収入基準内である 所得月額158,000円以下
	b 次にあてはまる <u>裁量世帯</u> である 所得月額214,000円以下 ☐障がい者世帯（身体1～4級・療育A～B・精神1～2級） ☐戦傷病者世帯（特別項症～第六項症・第一款症） ☐原子爆弾被爆者世帯 ☐引揚者（海外から引揚げて5年以内）世帯 ☐ハンセン病療養所入所者等世帯 ☐高齢者世帯 同居者を含め全員が60歳以上か18歳未満 ☐子育て世帯 同居者に小学校就学前の子どもがいる

※ 6 所得月額は裏面の算式により計算してください。

年の途中に就職や退職をしている場合は、お問い合わせください。

1～6に☑があれば町営住宅の入居資格があります。

所得月額の算出のしかた

「令和8年度町営住宅入居者追加募集」の7～8ページを参考に、所得金額の計算方法や控除について確認をしてください。

あなたの収入

収入金額は	給与		円	所得にすると		円	①	
	年金		円	所得にすると		円	②	
	事業		円	所得にすると		円	③	
計 (①+②+③)							円	④

●家族のなかに収入がある人が2人以上いるときは、同じように所得の金額を計算します。

控除できるもの

- 同居する家族は 人×380,000 → 円 ㉗
- 同居していない扶養親族がいる 人×380,000 → 円 ㉘
(収入は合算しない)
- 寡婦またはひとり親である 270,000 または 350,000 → 円 ㉙
- 本人、同居する家族または同居していないが扶養親族に
障害者がある 人×270,000 → 円 ㉚
(身体3～6級・療育B, C・精神2～3級)
重度の障害者がある 人×400,000 → 円 ㉛
(身体1～2級・療育A・精神1級)
- 扶養親族に16歳以上22歳以下の者がいる 人×250,000 円 ㉜
- 扶養親族に70歳以上の者がいる 人×100,000 → 円 ㉝

$$\left[\begin{array}{cc} \textcircled{4} & \textcircled{ウ} \\ \text{ } & \text{ } \end{array} \right] - \left[\begin{array}{cc} \textcircled{ア} + \textcircled{イ} & \textcircled{エ} + \textcircled{オ} + \textcircled{カ} + \textcircled{キ} \\ \text{ } & \text{ } \end{array} \right] \div 12$$

←← 家族のなかに収入がある人が2人以上いるときは、それぞれの所得金額を合算します。マイナスになったときは「0」とします。

所得月額

=

158,000 円以下の方は申込みができます

裁量世帯（「令和8年度町営住宅入居者追加募集」P8ページ㊦収入基準 ①～⑥）の方は

214,000 円以下で申込みができます

申込書類はそろっていますか

☐ 町営住宅入居申込書

☐ 住宅困窮状況申告書

☐ 世帯全員の住民票（世帯主、続柄記載のあるもの）

※外国人は、国籍・在留資格の記載があるもの

☐ 令和6年分の収入のある方全員の所得を証する市区町村発行の証明書

（令和6年分の所得を証する所得課税証明書）

☐ 令和7年分の収入のある方全員の所得課税証明書

（令和7年分所得を証する所得課税証明書）

該当する方のみ必要な書類 ※は、いずれか1つ証明書が必要です。

① ④	町外居住者	☐ 在勤証明書
		☐ 納税証明書
②	申込者、同居者に障がい者等がいる方	☐ 身体障害者手帳の写し ☐ 療育手帳等の写し ☐ 精神障害者保健福祉手帳の写し ☐ （ ）証明書の写し
	単身者、内縁者、父子世帯、母子世帯、 両親の死亡による兄弟姉妹で入居する方	☐ 戸籍謄本（内縁者と入居のとき それぞれ必要）
	生活保護受給者	☐ 生活保護受給証明書
	婚約者がいる方	☐ 婚約証明書（別紙様式3）
	退職予定の方	☐ 退職予定証明書
	最近退職した方※	☐ 退職証明書 ☐ 離職票の写し
	離婚調停中の方	☐ 裁判所発行の事件証明書
③	賃貸アパートや借家に住んでいる方※	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 家賃3ヶ月分の領収書の写し （6月、7月、8月分） ☐ 通帳の写し（口座振替の場合）
	持家処分で申し込みをする方※	☐ 不動産の媒介契約書 ☐ 競売開始の証明書
⑥	年度途中で就職した方	☐ 給与支払証明書（別紙様式1）
	児童手当、遺児手当等を受給している方※	☐ 振込通知書 ☐ 証書の写し ☐ 通帳の写し
	遺族年金、障害者年金等を受給している方※	☐ 振込通知書 ☐ 年金証書の写し

*マイナンバーを利用する場合は、書類が省略できることがあります。

*上記以外にも書類を提出していただく場合があります。

*入居審査にあたり各関係機関に照会することがあります。